慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古版経済書解題サー・トーマス・コールペッパァ著 千六百四十一年版『高利排斥論』
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.3 (1935. 3) ,p.435(117)- 443(125)
JaLC DOI	10.14991/001.19350301-0117
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350301-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

サー・トーマス・コールペッパー著一千六百四十一年版『高利排斥論』

高橋誠一郎

吾人は拙著昭和七年版『重商主義經濟學說研究』並びに同四年版『經濟學史』中に於いて、幾多の西洋古版經濟書を引用し、又、其の內容に就いて物語つた。吾人は之れを行ふに當り、能ふ限り、直接古版原本に依據せんことを期したのであるが、而も不幸にして之れを得ること能はずして、已むなく後世の複刻本に依り、若しくは泰西先輩諸學者の著作より間接に引用するに止めたものも決して少くはなかつた。西洋の古書市場から遠く離れた我が日本に在つて稀覯の洋書を蒐集することは決して容易の業ではないが、而も前掲『經濟學史』を公にしてより約六年、『重商主義經濟學說研究』を出版してより約三年を經過する間に、是れ等兩著執筆の際には未見の書であつたものが、幸にして余の書架に列ねらるゝに至つたものも決して二三に止らない。余は今後、自己の餘暇を利し、本誌の餘白を借りて、是れ等の古版經濟書解題を行ひ、以つて舊著補正の用に供せんとする。爰には先づ老サー・トーマス・コールペッパーの著、一千六百四十一年版『高利排斥論』に就いて述ぶることゝする。

吾人は『重商主義研究』中に於いて、恰も中世に於ける利子學說が正價學說と相交錯せるが如く、第十七世紀に於ける利子論が多く貿易平衡論と相關聯せる旨を述べた。第十六世紀後半に於いて頗る複雜なる語調を具顯するに至つた利子問題は、第十七世紀に入るに及んで漸次純經濟的色彩を濃厚ならしめた。斯くて利子論は商權擴張論と契合し、貿易差額論中に混入した。而して所謂地金主義（ブリオニズム）の時代に在つては、爲替歩合を法定すると共に、又、內國金利の高歩合によつて、外國貨幣を誘入せんとするの傾向があつたのであるが、新たなるマーカンチリストの中には、外國債を排斥すると共に、對內的關係に於いても、高率の貸付利子が經濟的活動階級たる商工農の手より富を奪つて、之れを經濟的不活動階級、即ち利子に生活する者に引渡すものと做し、其の法律的制限によつて是れ等活動階級を救濟し、其の利益を增進せんとする經濟論者を出した。殊にサー・ジョサィア・チャイルドの如き、常に東印度會社の利益を念頭に置く者は、貸付利子の引下げを以つて必ず其の資金吸收の上に資する所大なる可きを信じて、同會社の爲めに利率の法律的制限を主張した。（前揭拙著四七八—九、三三二—二頁參照）。而してチャイルド等の大貿易商人は、利子の低減が貿易を增進すると共に、又、必ず地價を騰貴せしめ、農業地の地代を昂騰せしむ可きことを力說して、地主階級をして自己の主張に贊同せしめんとした。彼れは、土地と商業との間には、あらゆる時、あらゆる國民の間に在つて不可離の親和力あることを主張した。（同書五三二頁其の他參照）。而して彼れは其の著各版の附錄として、ケントの大地主サー・トーマス・コールペッパァが一千六百二十一年の著『高利論』を掲ぐることを怠らなかつた。

老トーマス・コールペッパァはフランシス・コールペッパァ（Francis Culpeper 若しくは Colepeper）の獨り子として一千五百七十八年に生れた。父フランシスはエリザベス女王朝にケント州 Hollingbourn に近きグリーンウェー・コート及び Elnothington のマナアをサー・ウォアアム・セント・レジャア（Sir Warham St. Leger）から購入して、グリーンウェー・コートに居住した。彼れは Losenham のウィリアム・コールペッパァの次男であつて、ケント州 Rodmersham の John Pordage の女ジョアン（Joan）と結婚し、一千五百九十一年、齡五十三にして死し、Hollingbourn に葬られた。トーマスは同年牛津ハート・ホール（Hart Hall）の自費生と爲り、學位を受くることなくして同大學を去り、法學院（Inns of Court）の一に入學し、ケントのリーヅ・カッスル（Leeds Castle）を購入し、而して其の死に至るまで、同所若しくはグリーンウェーの何れかに居住した。彼れは一千六百十九年九月二十三日、ジェームズ一世によつてナイトを授けられ（Nichols, Progresses, iii. 568.）、一千六百二十八年にはチュクスバリ（Tewkesbury）選出の代議士と爲つた。彼れは一千六百二十年、其の『高利論』を起稿し、翌二十一年、之れを議會に提出して後、出版した。此の問題は一千六百二十三年及び二十四年に議會の議に上り、結局一千六百二十四年の An Act against Usury.（21 Jac. I. c. 17）によつて利率の法定限度は一割から八分に低減せしめらるゝこと、爲つた。彼れは之れを以つて甘んぜず、利率の最高限度を八分より六分に低減するの必要を主張せる第二論文を上梓した。是れが一千六百四十年の A Tract against the high Rate of Usurie. である。是れ等の兩著は一千六百四十一年合卷再刻せられ、而して、彼れの主張は一千六百五十二年に至つて實施せらるゝこと、爲つた。（H. Scobell, A collection of Acts and Ordinances of general use made in the Parliament, 1652.）。而して其の後、更らに金利を和蘭と等しく三分乃至四分に低減せんとするの主張起るに及び、彼れの前著は一千六百六十八年、サー・ジョサイア・チャイルドによつて其の著 Brief Observations concerning Trade and Interest of Money. と合卷せられ、又、同書の增補版たる一千六百九十年の A Discourse about Trade. 並びに一千六百九十三年を以つて初版を出せる

New Discourse of Trade. の諸版中に A Small Treatise against Usury. の題名の下に附加せられ、一千七百五十四年にはチャイルドの著と共に佛譯せられた。コールペッパァは一千六百六十二年一月を以つて長逝し、同月二十五日ホーリングバワーン寺院に葬られた。(Dictionary of National Biography, ed. by Leslie Stephen and Sidney Lee, Vol. V, 1908, pp. 287-8.)。

彼れはサッセックス州ゲストリング(Guestling)のジョン・チニー(John Cheney)の女エリザベス(Elizabeth)と結婚し、三男八女を擧げた。長男チニィは相續限定財產と爲つて居つたリーヴ・カッスルを相續したが、其の生存しつゝある同胞の承諾を得て、之れを其の從弟にして、王黨政治家たるコールペッパァ卿ジョン(John, lord Colepeper)に賣却した。次男フランシス(Francis)は若くして死し、三男トーマス(Thomas)はグリーンウェー・コートを相續した。(ibid., p. 288.)。

少トーマス・コールペッパァは一千六百二十六年を以つて生れ、同四十年、牛津、ユニヴァシティ・カレッヂの自費生と爲り、四十三年文學得業士(バチラー・オブ・アーツ)の稱號を得て、海外に遊び、後、オール・ソールズ・カレッヂの特待校友試補(probationer-fellow)に擧げられた。彼れは王政復古後、間もなくナイトを授けられ、一千六百六十一年、其の父の死と共に彼れの所有地に退隱し、九十七年を以つて同地に死んだ。一千六百九十五年三月附の彼れの遺言狀は同九十七年十二月七日に檢證せられた。彼れは其の妻との間にトーマス、ウィリアム及びフランシスの三男並びに三女を擧げた。(ibid.)。

彼れは一千六百六十八年、其の父の『高利論』を纂輯し、之れに序文を草した外、同一問題に關して幾多の小冊子を出版して、其の父の主張を反復した。彼れは一千六百六十八年、A Discourse shewing the many Advantages which will accrue to this Kingdom by the Abatement of Usury; together with the Absolute Necessity of reducing Interest of Money to the Lowest Rate it bears in other Countrys, that, at least, we may Trade with our Neighbours upon Equal Terms. を上梓し、而して同年又、之れに對する短文の追加篇を公にした。(A Short Appendix to a late Treatise Concerning the Abatement of Usury, by the Same Author.)。彼れは一千六百六十八年、匿名氏の Interest of Money Mistaken. (昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』五〇三—七頁參照)中に於いて、又同六十九年トーマス・マンリー(Thomas Manley)の Usury at Six per Cent. examined. (同書五一二—五一五頁參照)中に於いて論駁せられた。彼れは一千六百七十年の著 The Necessity of Abating Usury reasserted in a reply to the Discourse of Mr. Thomas Manley, entitled, "Usury at six per cent. examined." に於いて逐次マンリーに答ふる所があつた。彼れは又、一千六百七十一年に Brief Survey of the Growth of Usury in England with the Mischiefs attending it. 及び Humble Proposal for the Relief of Debtors, and speedy Payment of their Creditors. 並びに Several Objections against the Reducement of Usury ... with the Answer. の三著を出した。彼れは尙ほ、一千六百五十五年並びに七十一年に公にせられた Essayes or Moral Discourses on several Subjects. Written by a person of honour. と題する日常反省錄の蒐集の著者であり、其の他、Considerations touching Marriage. と題する小篇も亦、彼れに歸せられてゐる。

余が大正七年二月發行本誌第十二卷第四號所載『第十七世紀の英國に於ける利子論爭』(其三)に基ける前掲拙著中に於けるコールペッパァの『高利論』に關する叙述は、專らチャイルドの諸著に附錄として掲げられたる其の一

千六百二十一年の論篇に依れるものであつて、彼れが一千六百四十年の第二論文に就いては僅かに其の子、少コールペッパァの著の序文に據つて其の存在を知り得たに過ぎなかつた。（前掲 Dictionay of National Biography. は此の第二論文に就いて記す所がない）。吾人は未だ彼れの一千六百二十一年版第一論文及び一千六百四十年版第二論文の原本を入手し得ないのであるが、而も先年是れ等兩論文の合卷せられたる一千六百四十一年版『高利排斥論』を購入するを得たことを切めてもの幸とする。*A* Tract against the high rate of Vsvrie: Presented to the high Court of Parliament, *Anno Domini* 1623. In which the use for Money was brought downe from *Ten* to *Eight* in the Hundred: And now recommended to the Presse this third time with some Additions, *By the same Authour* 1641. が即ち是れである。（寫眞版參照）。

本書は一千六百四十一年三月八日附を以つて出版認可を得たる A Tract upon Usury. 十九頁と一千六百四十年三月八日附を以つて出版認可を受けた A Tract against the high Rate of Usurie. 十三頁との合卷より成るものである。前者は凡そチャイルドの著に附加せられたる一千六百二十一年の第一論文と大差なきものであつて、余が其の概要を前掲拙著四八二―四九一頁に掲げた所のものである。彼れは後者中に於いて述ぶるが如く、金利を一割から八分に引下げたことが種々なる點に於いて國内に及ぼした偉大なる利益に鼓舞せられて此の短論篇を三度印刷に附したのである。（A Tract against the high Rate of Vsvrie, p. 1.）。而して彼れは金利が英國と主として通商を行ひつゝある他の國々に於いて行はるゝと等しき率に低減せらるゝに至る迄は、其の業未だ半ばに過ぎざるものと考ふるが故に、彼れは後の論篇に於いて、前論文中に於いて期待せられたものが爾後首尾よく完全に達成せられたることを指摘し、而して、是れよりして、金利を八分よりも更らに低率に引下ぐるの一事が如何に有益にして且

A
Tract against the high
rate of
VSVRIE:
Presented to the high Court
of Parliament, *Anno*
Domini 1623.
In which the use for Money was
brought downe from *Ten* to *Eight*
in the Hundred:
And now recommended to the Presse
this third time with some
Additions,
By the same Authour.

LONDON,
Printed by *I. Norton*, for *Henry Seile*, and are to
be sold in Fleetstreet over against Saint
Dunstans Church, 1641.

つ必要なる事業なる可きかを立證するの論を引かんと努めたのである。(ibid.)。

コールペッパァが第一論文中に於いて、金利の低減に由つて生ず可きことを期待せる便益は主として二つであつた。第一は貿易の促進であり、第二は土地の賣買價格の引上げである。而して貿易が從前に於ける如何なる時期に於けるよりも(最近國内に於ける紛擾及び戒心より生じた障害を除いては)、金利引下げ以後に於いて敏活であつたことは、何人も之れを疑ふ者なかる可きが故に、之れを立證するの要なきものである。又、金利引下げに關する條例が發布せられて後、土地が從前よりも購入に際して高價であることも、彼れが等しく之を立證するの要殆んどなきものと想像せる所である。蓋し、金子引下げ以前に於いては、十六年賈であつた土地は輓近二十年間の上り高に相當する價格を以つて容易に賣却せらるゝに至つたが爲めである。加之、是れより生じたる好結果として過去百年間に於けるよりも排水、施肥其の他の方法に依る土地の改良が多く行はれたことも亦、等しく彼れが證明するの要なしと做す所である。斯くの如き欣ぶ可き成功は彼れをして晉だに金利を一割より八分に低下せしめたるを以つて安んぜず、更らに之れを八分より五分乃至六分に低下せんことを提唱するに至らしめたのである。(ibid., pp. 1-3.)。

著者は常に利子低減法案の通過を妨害せる反對論を以つて主として二つと觀る。其の第一は斯くの如き重大なる結果を有する事項に於ける變化は國内に危險なる影響を及ぼす可しと做すものであり、其の第二は金利の低下は貨幣を俄かに回收せしめ、借入れを更らに困難ならしむ可しと做すものである。彼れは第一の反對論に答へて、萬人悉く是れに由つて生じたる幾多の良好なる結果を認むるも、而も何等其の結果たる惡影響を難ずる聲を聞かずと斷じ、而して第二の反對論に對しては、貨幣は毫も自己の卵を孵化するものに非ずして、利子として與へらるゝ所のものは總べて土地若しくは人間の勤勉の果實より取得せらるゝ所であつて、是れに由つて土地は劣惡ならしめられ、商人、農民及び職人は其の中途に挫かれ、國家の進歩は甚しく阻害せられ、而して怠惰無益の高利貸のみ唯り發達せしめらる可きものと做してゐる。(ibid., pp. 10-11.)。 洵に著者の『高利排斥論』は土地資本及び商業資本と金貸資本の對立を見たる時代相を極めて好く反映しつゝあるものである。